

学校開放施設使用についての確認書

1 登録について

次の活動状況が認められた場合には、**使用の制限、使用許可の取消し等を行います。**

- ア 民間スクールのように会員から会費等を集め、講師等が生計をたてている(営利活動)。
- イ 特定の政党を支持し、又はこれらに反対するための使用その他政治活動のための使用
- ウ 特定の宗教団体を支持し、又は反対するための使用その他宗教的活動のための使用
- エ 提出された名簿に、活動の意思のないメンバーがいること又は脱退の意思のあるメンバーが含まれていることが判明した場合(虚偽の届出)

2 使用許可の条件について

次の項目が守られていない等、団体の故意により使用ルールを逸脱した活動を行っているとは判断した場合、**使用の制限、使用許可の取消し等を行います。**

- (1)許可を受けた施設及び時間以外の無断使用並びに使用権の譲渡は禁止します。また、**登録団体又は団体構成員以外の使用はできません(文化スポーツ課に事前に連絡があった場合を除く。)**。
- (2)学校敷地内及び周辺での喫煙及び火気の使用は禁止します。また、校門付近での喫煙も禁止します。
- (3)学校敷地内及び周辺道路への駐停車は禁止します(学校が認めた場合を除く。)
- (4)体育館のステージ及び倉庫は学校開放施設に該当しないため、使用できません(学校が認めた場合を除く。)
- (5)体育館・武道場設備を破損するおそれのある使用(硬いボールを使った野球・サッカーの練習等)や、校庭を傷つけるような靴(スパイク等)の使用は禁止します(学校が認めた場合を除く。)
- (6)学校施設を汚損・破損させた場合は使用団体の負担にて原状回復をすること。
- (7)使用時間を厳守し、夜間使用は施錠を含めて午後9時までに学校敷地外へ完全撤収すること。学校休業日の午後4時までの校庭使用についても同時刻までに完全撤収すること。
- (8)騒音等、学校周辺住民の迷惑となる行為は慎むこと。
- (9)大会使用(予選会を含む。)はできません。
- (10)国や県の各関係省庁及びスポーツ関係団体(スポーツ少年団等)が発する指針・方針を遵守すること。
- (11)ナイター照明設置校(戸田第一小学校、戸田第二小学校、美笹中学校及び新曽中学校)でナイター照明を使用した場合又は空調設備を使用した場合は、利用月翌月末までにひと月分の使用料のお支払いが必要になります。なお、既納の使用料につきましては、原則還付いたしません。

上記の内容を確認し、**全団体員に周知をしたため、**学校開放施設使用団体登録を申請します。
また、**使用ルールを遵守しなかったことによる「使用制限」又は「使用許可取消し」の決定を受け**
ても、異議はありません。

令和 年 月 日

団 体 名 _____

代 表 者 氏 名 _____